

鳥獣保護管理政策の現状と 行政上の諸対策について

平成30年6月7日

鎌田 憲太郎
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

1-① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定(全部改正)

- 現行法の骨格が完成
- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
 - ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

(※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管)

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入

(※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「**保護**」及び「**管理**」の定義を規定する（第2条）。

【定義】生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

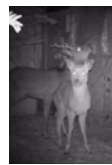
都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める（第4条）。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。（第14条の2）



夜間に撮影されたニホンジカ

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

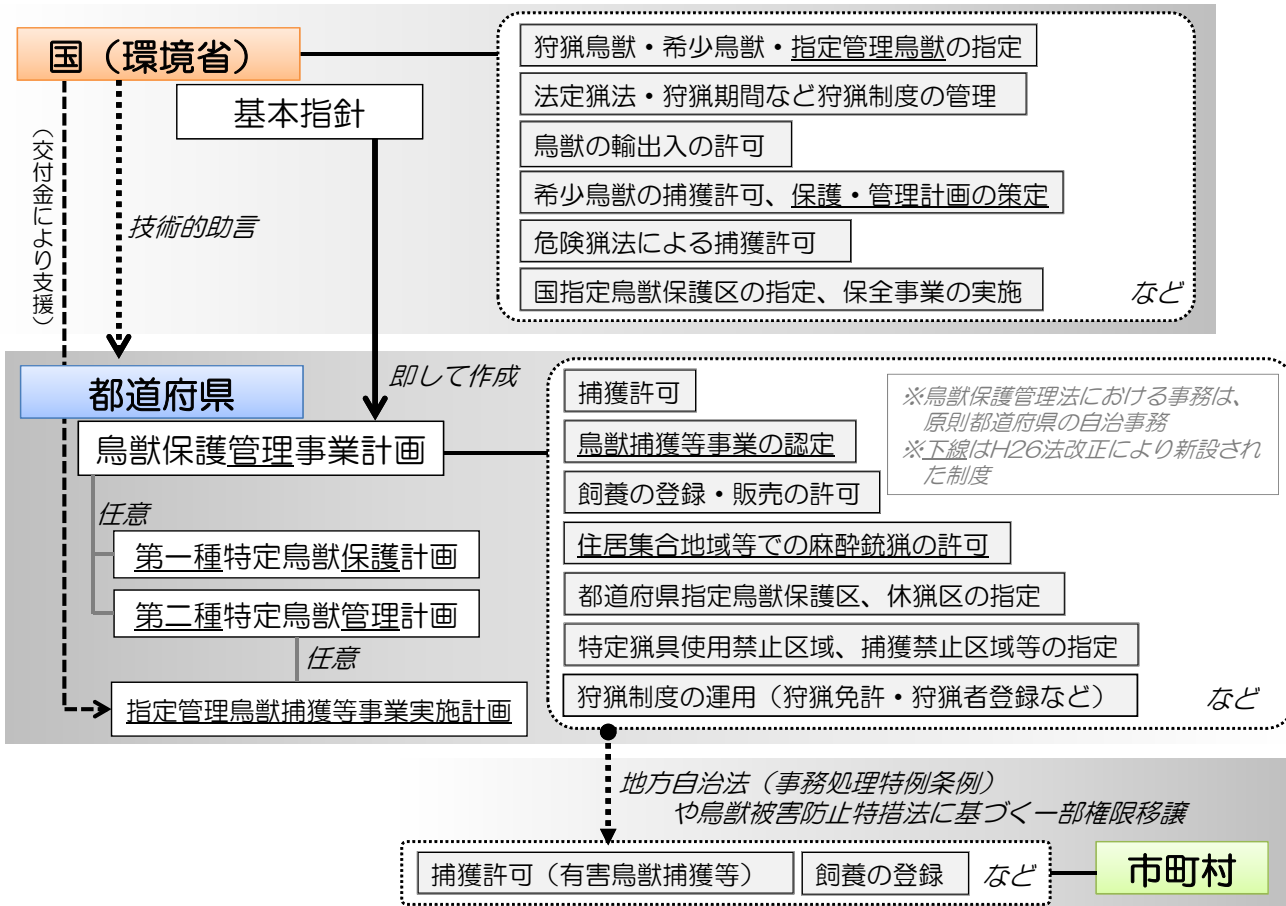
都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻酔銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日（一部は公布日施行）

1-② 鳥獣保護管理法の施策体系



2-② 狩猟

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」とことと定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
 ※放鳥獣捕獲区にのみに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
 ※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に從事した者は1/2に軽減（H27年度～）
 ※鳥獣保護管理法に基づき認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
 3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1,000円）

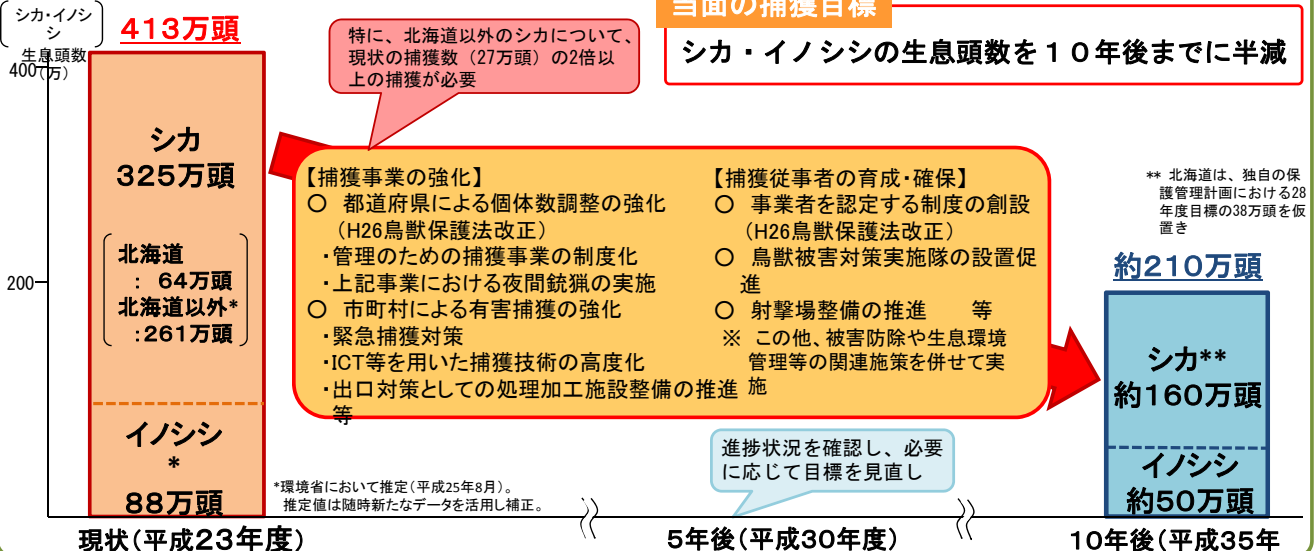
狩猟期間

北海道以外：11月15日～2月15日
 北海道：10月1日～1月31日
 （第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

抜本的な鳥獣捕獲強化対策 概要

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標（全国レベル及び都道府県レベル）を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化（環境省）、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化（農水省）等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成（環境省）、②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備（農水省）、等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】



◎ 本対策については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に位置づけて推進

○ 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び捕獲体制の強化等が急務

鳥獣管理の充実

- 深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考え方から、積極的な「管理(マネジメント)」に転換。

都道府県等による捕獲の強化

- 全国的に被害が深刻化しているシカ等について、都道府県や国が計画に基づく捕獲事業を実施

※捕獲事業に係る規制緩和の例

- 捕獲許可を不要とする
- 夜間の銃による捕獲を可能とする(認定事業者が行う場合)

鳥獣管理体制の強化

- シカ等の捕獲を行う事業者を認定する制度を創設。捕獲許可手続きを簡素化し事業の円滑な実施を支援。
- 地域の若い捕獲従事者を確保する観点からわな猟・網猟の免許取得年齢(現20歳以上)を引き下げ

被害防止のための捕獲の促進に向けて

- 国が、シカ等の個体数の調査や都道府県の取組の評価を行う等、都道府県に対する指導力を発揮
- 被害の状況や捕獲の意義・必要性について国民の理解を醸成
- その他、住宅地への鳥獣の出没への麻酔銃による対応等

鳥獣保護法の改正も含めて対策を強化

2-2-1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年通常国会 法律第46号)

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5③のみ公布日施行)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
 - 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加



2-2-2. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(**生態系の保護を含む。以下同じ。**)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

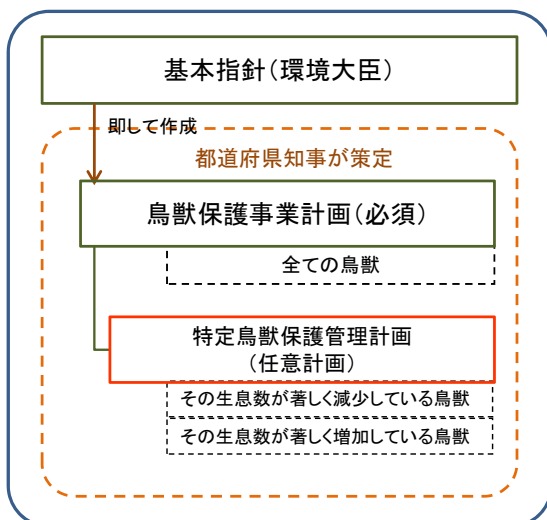
【定義(第2条)】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

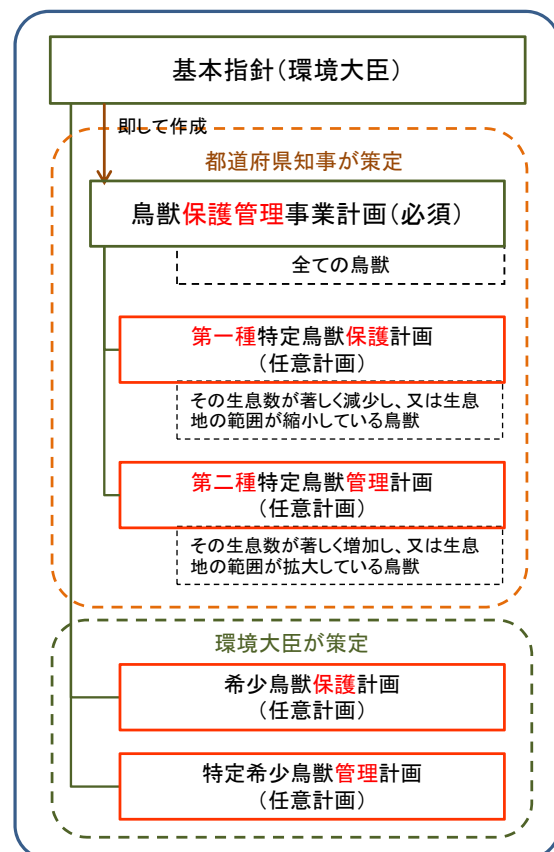
- 鳥獣の保護: その**生息数**を適正な水準に**増加**させ、若しくはその**生息地**を適正な範囲に**拡大**させること又はその**生息数**の水準及びその**生息地**の範囲を**維持**すること
- 鳥獣の管理: その**生息数**を適正な水準に**減少**させ、又はその**生息地**を適正な範囲に**縮小**させること

2-2-3. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【改正前】

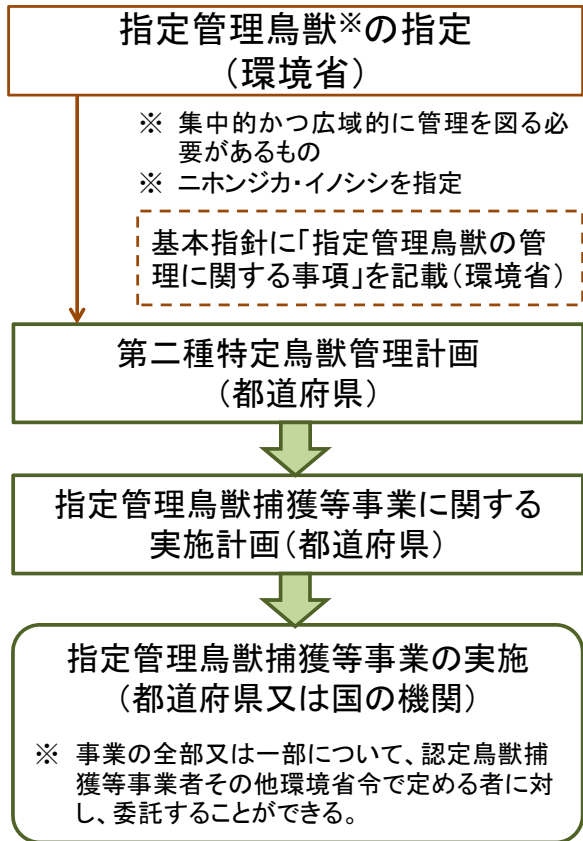


【改正後】



2-2-4. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設(第14条の2)

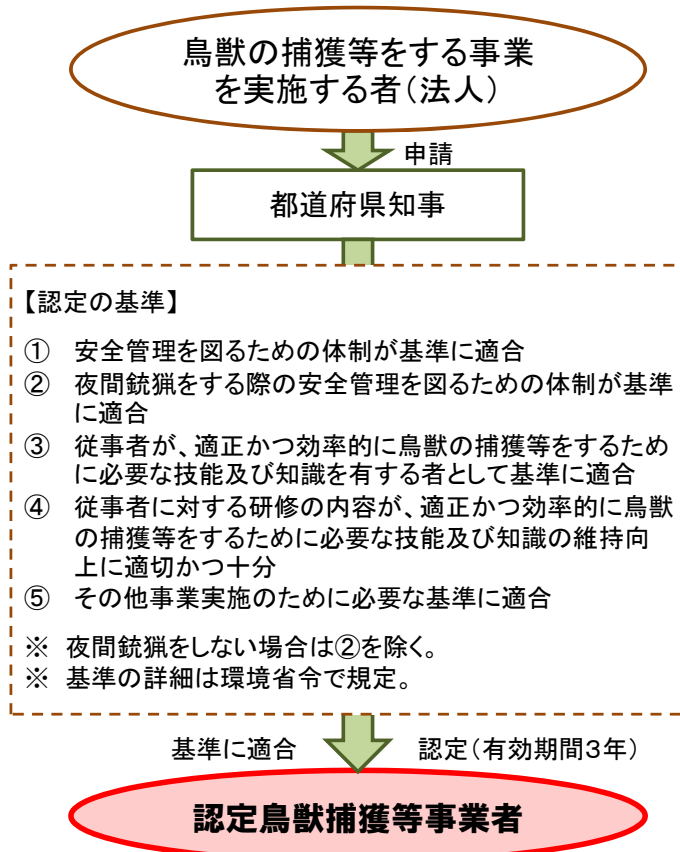
【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止(法第8条)を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-2-5. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入(第18条の2～第18条の10)



認定の効果

<法律上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる(全ての基準を満たした事業者に限る)
- 名称使用制限(認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保)
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象(法人として許可の対象となる)
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

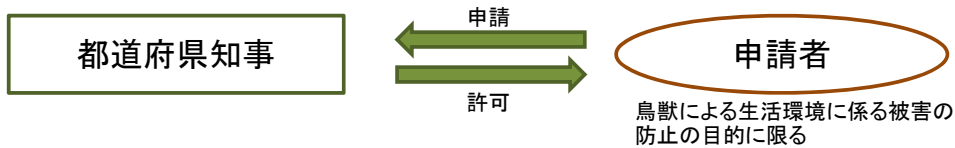
<その他の効果>

- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

2-2-6. その他

① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可(第38条・第38条の2)

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(第40条)

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。

③ 公務所等への照会規定の追加(第75条の2)

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。
(狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。)

3-1 改正鳥獣法を踏まえた鳥獣の管理の強化

① 鳥獣の捕獲等の管理の強化

従来の野生鳥獣の管理

- ・都道府県において狩猟の規制を一部解除
- ・市町村を中心とした、鳥獣の捕獲等の農作物被害対策



深刻な被害を及ぼしている鳥獣について積極的な管理に転換

都道府県や国による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業の導入

- ・都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施
(夜間銃猟や個体の放置も計画に位置づけ限定的に解除)
- ・国による都道府県への財政的支援の導入(26年度補正:13億円、27年度予算:5億円、27年度補正:5億円、28年度予算:5億円)

3-2 改正鳥獣法を踏まえた鳥獣の管理の強化

② 鳥獣の管理を担う人材の育成、体制の構築

鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の育成

- わな猟・網猟の免許取得年齢を20歳以上から18歳以上に引下げ
- ▽ 狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発イベントの実施
(狩猟フォーラム、フィールドセミナーを全国30箇所で開催)
- ▽ 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を減免

組織的、計画的かつ安全に鳥獣の捕獲ができる組織を育成

- 安全管理体制を構築し、捕獲従事者が一定の技能、知識を有する捕獲事業者(法人)を都道府県が認定
(※都道府県等の公的な捕獲事業の受け皿となることを期待。)

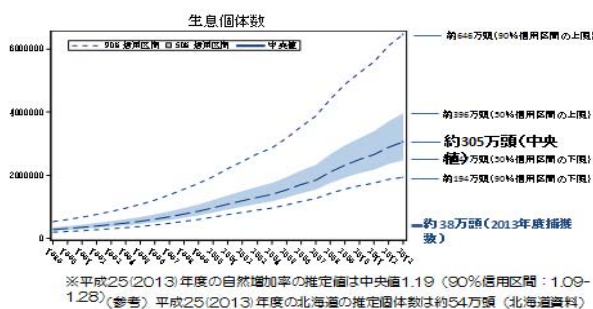
3-3 改正鳥獣法を踏まえた鳥獣の管理の強化

③ 科学的、計画的な鳥獣の保護・管理の推進

科学的な基盤の整備

- ニホンジカ、イノシシの全国レベルの個体数推定、将来予測(毎年)
- ニホンジカ(都道府県別)、イノシシ(地域ブロック別)の個体数推定
将来予測(27年4月公表、以後、都道府県で交付金により作成)
- ニホンジカ、イノシシの全国生息分布拡大状況調査(")
- ニホンジカの密度分布図の作成(27年10月公表)

ニホンジカの個体数推定



ニホンジカの
密度分布図



3-4 改正鳥獣法を踏まえた鳥獣の管理の強化

③ 科学的、計画的な鳥獣の保護・管理の推進

専門的人材の育成

- 特定鳥獣に係る地方公共団体職員の研修(各回20~50名規模)
 - ・初級編: 特定計画に基づいた鳥獣の保護・管理に係る基礎的内容
 - ・上級編: クマ、ニホンザル、カワウ等の種ごとの個体群管理と計画策定
- 鳥獣保護管理に係る人材登録事業(のべ131名)
 - ・鳥獣保護管理プランナー: 鳥獣保護管理の計画作りの専門家
 - ・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター: 被害防除を含む捕獲指導
 - ・鳥獣保護管理調査コーディネーター: 調査を行う専門家
 → 民間の資格制度との連携、交付金事業での活用
- 都道府県における専門的職員の配置状況(毎年公表)
 - ・専門的職員を配置している都道府県数 37/47(79%)
 - ・1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3人



指定管理鳥獣捕獲等事業費

背景・目的

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化。
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表。
- 捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により、創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 今後、ニホンジカは半減目標の達成に向けて、年間70万頭近く捕獲する必要があるほか、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要。

事業目的・概要等

事業概要

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣: 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)
- 対象者: 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

交付対象事業	交付割合
① 実施計画策定等事業	事業費5,000千円を上限とする定額補助(ただし、定額を超える事業費分は1/2以内)
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	事業費の1/2以内(ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2/3以内)
③ 効果的捕獲促進事業	事業費10,000千円を上限とする定額補助
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	事業費2,000千円を上限とする定額補助(ただし、定額を超える事業費分は1/2以内)

①、③の定額補助はH30までの時限措置

イメージ

都道府県: 計画 → 捕獲 → 評価・検証 → 国 (交付金により支援)

都道府県: 必要の調査の実施 → 計画

国: 次年度計画への反映 ← 評価・検証

現状

- 指定管理鳥獣捕獲等事業は、市町村による捕獲が難しい奥山、鳥獣保護区、高標高地等の低密度地域における捕獲が中心のため、都道府県の捕獲目標は低く、また、捕獲数は低調。
- 一方、ニホンジカの高密度地域が拡大しているが、捕獲が十分でない状況。
- また、多くの都道府県では、捕獲の担い手である鳥獣捕獲等事業者の認定数が十分でない状況。

新たな課題

- ① 捕獲経験の少ない低密度地域における捕獲手法の確立。
- ② 急速に高密度地域が拡大しているニホンジカについて、集中的かつ広域的な個体群の管理を担う都道府県による市町村と連携した管理の強化が必要。
- ③ 公的な捕獲事業を担う認定鳥獣捕獲等事業者の更なる確保・育成や捕獲技能の向上等が必要。

都道府県関係部局間や市町村との連携強化による効果的な捕獲の推進

ニホンジカ、イノシシの生息頭数の半減に向けた捕獲を加速化

事業スキーム

国 → 交付金 → 都道府県 → 委託 → 民間団体等 (計画策定、捕獲等)

期待される効果

- 都道府県による指定管理鳥獣の捕獲等を円滑かつ迅速に強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与する。

(参考) 認定鳥獣捕獲等事業者の都道府県の認定等の状況

○ 認定状況

平成30(2018)年3月30日現在

都道府県名	認定数	業種
北海道(18団体)、青森県(1団体)、岩手県(1団体)、宮城県(3団体)、福島県(3団体)、茨城県(1団体)、栃木県(1団体)、群馬県(2団体)、埼玉県(1団体)、千葉県(3団体)、東京都(5団体)、神奈川県(6団体)、新潟県(3団体)、石川県(2団体)、山梨県(3団体)、長野県(8団体)、岐阜県(4団体)、静岡県(6団体)、愛知県(5団体)、三重県(1団体)、滋賀県(2団体)、京都府(4団体)、兵庫県(9団体)、奈良県(3団体)、和歌山県(1団体)、鳥取県(1団体)、島根県(3団体)、岡山県(5団体)、広島県(1団体)、山口県(3団体)、香川県(4団体)、愛媛県(2団体)、高知県(2団体)、福岡県(3団体)、佐賀県(1団体)、長崎県(2団体)、熊本県(5団体)、大分県(2団体)、宮崎県(1団体)、鹿児島県(2団体) 合計 40都道府県	134団体	猟友会(北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、石川、山梨、岐阜、静岡、愛知県、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分)、林業、NPO法人、銃砲販売、警備業、建設業、食肉販売、害虫駆除、わな製造業、環境コンサルタント、地方公共団体等

環境省主催の認定鳥獣捕獲等事業者講習会の参加者数(平成27・28年度) (※これまでの開催地:札幌、青森、仙台、東京、名古屋、大阪、仙台、岡山、福岡、熊本)	297団体、1,060人
-----------------------------------------------------------------------------------	--------------

【講習会参加者の主な業種】狩猟者団体、捕獲専門団体、食肉処理・販売、農林業、建設業、警備業、害虫駆除業、銃砲火薬販売業、わな製造・販売業、調査・コンサルティング会社